

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	三
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(同)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○道路の区域変更	(道路課)	四
○廃川敷地等の発生	(河川課)	五
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	五
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	(同)	六
○県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	六

告 示

○宮城県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十九年七月二十五日

一 居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼薬局いちご・とまと店	気仙沼市田谷二十一五	シップヘルスケアフアーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地の一	平成二十九年五月一日
宮城調剤薬局古川駅前店	大崎市古川駅前大通一丁目三一三十六	株式会社宮城調剤薬局	仙台市太白区長町一丁目五一六アイビル一階	平成二十九年七月一日

二 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所宮城緑風園	角田市佐倉字小山四十六番地一	社会福祉法人宮城緑風会	角田市佐倉字上土浮二番地二号	平成二十九年四月一日

三 居宅介護支援

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアプランニング希望館	加美郡加美町大門二百二十二番地	希望館ポコ・ア・ポコ有限 会社	加美郡加美町下野目下久保中二十三番地	平成二十九年五月一日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼薬局いちご・とまと店	気仙沼市田谷二十一五	シップヘルスケアフアーマ シー東日本株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目七番地の一	平成二十九年五月一日
宮城調剤薬局古川駅前店	大崎市古川駅前大通一丁目三一三十六	株式会社宮城調剤薬局	仙台市太白区長町一丁目五一六アイビル一階	平成二十九年七月一日

○宮城県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
--------	---------	--------	-----------	-------

アサヒサンクリーン株式会社栗原 デイサービスセンター	栗原市志波姫沼崎堰畑百三十六番地一号	社	アサヒサンクリーン株式会 社	介護予防通所介護	平成二十九年六月二十八日
社会福祉法人栗原市社会福祉協議 会築館デイサービス「ふれあい」	栗原市築館築師三丁目六番二号	社	社会福祉法人栗原市社会福 祉協議会	通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成二十九年三月三十一日
社会福祉法人栗原市社会福祉協議 会若柳デイサービス「ひだまりの 家」	栗原市若柳字川南南大通十番地三	社	社会福祉法人栗原市社会福 祉協議会	通所介護 介護予防通所介護	平成二十九年三月三十一日

○宮城県告示第六百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	ツクイ角田		岩沼市二本二丁目九番十七号イワフチビル1F	介護サポートふたき	岩沼市中央一丁目二番十六号	ふたきコーポレーション株式会社	岩沼市中央一丁目二番十六号	平成二十九年一月十日
新	ツクイ角田北郷		角田市岡字内川二百三十二番地			株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	平成二十四年六月一日

○宮城県告示第六百五十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五一一〇〇二五九	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	特定非営利活動	平成二十九年

○宮城県告示第六百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

スびつび岩沼 岩沼市たけくま二丁 目二十二一十	ービス	動法人ひよこ 会	六月三十日
-------------------------------	-----	-------------	-------

事業所番号 ○四五二一〇〇三〇九	事業所の名称及び所在地 放課後等デイサービスびつびつ岩沼一丁目九番地	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 特定非営利活動法人ひよこ会	指定年月日 平成二十九年七月一日
---------------------	---------------------------------------	----------------------------	-----------------------	---------------------

○宮城県告示第六百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二六〇〇〇四二	事業所の名称及び所在地 エムツー訪問介護ステーション 富谷 富谷市日吉台二丁目二十四番地六	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護	設置者名 M2ファーマシー株式会社	指定年月日 平成二十九年七月一日
○四二二六三〇一一三	ライフリッチ在宅サポートセンター 宮城県郡松島町高城字城内二十八	居宅介護 重度訪問介護	株式会社LIFERIC	平成二十九年七月一日

○宮城県告示第六百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二六〇〇〇三四	事業所の名称及び所在地 Crystal One Care 富谷市日吉台二丁目二十四番地七イラ大富百三三号	廃止する指定障害福祉サービスの種類 居宅介護	設置者名 株式会社Indigo Stage	廃止年月日 平成二十九年六月三十日
---------------------	---	---------------------------	--------------------------	----------------------

○宮城県告示第六百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四三二六三〇一二七	事業所の名称及び所在地 地域定着支援たんぼ宮城県郡利府町利府字八幡崎六十三一	指定一般相談支援の種類 地域定着支援	設置者名 認定NPO法人さわおとの森	指定年月日 平成二十九年七月一日
---------------------	---	-----------------------	-----------------------	---------------------

○宮城県告示第六百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
玉浦中部地区
- 二 処分の年月日
平成二十九年七月十九日

○宮城県告示第六百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年七月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 仙台松島線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	変更の敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	--------------------

宮城郡利府町利府字新大谷地三〇番一地从先から 同郡同町利府字新大谷地八三番一地从先まで		後	前
		二六・〇〇 五三・〇〇	二六・六〇 六〇・一〇 一〇五・三〇

○宮城県告示第六百六十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川名取川水系旧筑川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十九年七月十日

三 廃川敷地等の位置

仙台市太白区太子堂六百五十六番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三十二・二九平方メートル

○宮城県告示第六百六十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年七月十日	東出 伸夫	二級建築士	第五百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	芳賀 徳郎	二級建築士	第七百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	大友 基	二級建築士	第七百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年七月十日	尾越 秀男	二級建築士	第七百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	佐藤 政男	二級建築士	第一千百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	加藤 幸平	二級建築士	第一千百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	阿部 四郎	二級建築士	第一千二百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	鈴木 文治	二級建築士	第一千二百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	田手 忠	二級建築士	第一千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	千葉 妙雄	二級建築士	第一千三百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	遊佐 喜宏	二級建築士	第一千四百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	大橋 辰雄	二級建築士	第一千六百四十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	千葉 智明	二級建築士	第一千六百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	小野寺 保	二級建築士	第一千六百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	篠原 義友	二級建築士	第一千七百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	小山 徳雄	二級建築士	第一千八百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	渡辺 眞六	二級建築士	第一千八百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	小斎 千代	二級建築士	第一千九百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	阿部 茂	二級建築士	第二千三百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	鎌田 強	二級建築士	第二千五百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	首藤 伸雄	二級建築士	第二千五百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	船田 富松	二級建築士	第二千五百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	門伝 保輝	二級建築士	第二千七百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年七月十日	遊佐 孝一	二級建築士	第五千七百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	阿蘇 誠	二級建築士	第五千七百十九号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	関口 養之助	二級建築士	第五千六百四十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	福島 正夫	二級建築士	第五千六百三十三号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	紺野 泰	二級建築士	第五千二百一十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	穂 佐々木 健	二級建築士	第四千九百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	嶋田 国男	二級建築士	第四千五百七十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	大場 和平	二級建築士	第四千四百八十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	相澤 清男	二級建築士	第七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	佐藤 幸一	二級建築士	第三千七百九十号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	加藤 富夫	二級建築士	第三千七百十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	天野 儀治	二級建築士	第三千六百九十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	山本 幸三	二級建築士	第三千六百八十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	三浦 義彦	二級建築士	第三千五百五十五号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	佐藤 與一	二級建築士	第三千五百三十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	菅野 清	二級建築士	第三千三百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	神山 辨治	二級建築士	第三千二百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	柴田 四郎	二級建築士	第三千八百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	早坂 養治	二級建築士	第三千四百四十一号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	佐藤 隆男	二級建築士	第三千六百八十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

平成二十九年七月十日	佐藤 武	二級建築士	第五千七百三十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	根笹 辰男	二級建築士	第五千九百五十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	千葉 喜六	二級建築士	第六千二百八十四号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	宍戸 茂	二級建築士	第六千八百二十二号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	上田 聰	二級建築士	第六千八百二十七号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	佐藤 欽一	二級建築士	第七千五百六十六号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため
平成二十九年七月十日	木村 朝男	二級建築士	第九千六百七十八号	建築士法第九條第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第六百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七條の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。
平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 届出者の名称
ビューローベリタスジャパン株式会社
- 二 変更後の住所
神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
- 三 変更しようとする年月日
平成二十九年八月一日

公 告

○県管芋埜地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七條の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。
なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができます。

平成二十九年七月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営芋塚地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年七月二十五日から平成二十九年八月二十三日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年八月二十三日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八六〇八一 宮城県栗原市藤木五一

電子メールアドレス nhkhnrma@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、栗原市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。